

令和6年3月4日
都市局
まちづくり推進課

京都市中京区において良好なビジネス環境等を整備
～（仮称）京都三条河原町プロジェクトを国土交通大臣が認定～

国土交通大臣は、都市再生特別措置法第96条第1項の規定により、（仮称）京都三条河原町プロジェクトを優良な民間誘導施設等整備事業計画として認定しました。これにより、計画の認定を受けた事業者は、民間都市開発機構による金融支援を受けることができます。

本事業計画は、国内外のビジネス客等が快適に活動・滞在できる宿泊施設や会議室、緑地等を整備することで、ビジネス環境の向上や良好な都市景観の形成に貢献するものです。

《 本事業計画における主な取組及び期待される効果 》

- 国内外のビジネス客等が快適に活動・滞在できる宿泊施設、地域に開放された会議室等を整備することにより、ビジネス環境を向上させる。
- エントランスや外構部分にまちなみと調和した緑地等の整備を行うことで、誰もが心地よく散策できる良好な都市景観の形成に寄与する。



（仮称）京都三条河原町プロジェクト外観（イメージ）

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

担当：石川、小宮、小林、藤井

電話：03-5253-8111(代表) (内線 32559, 32536, 32534, 32574)

03-5253-8406(直通)

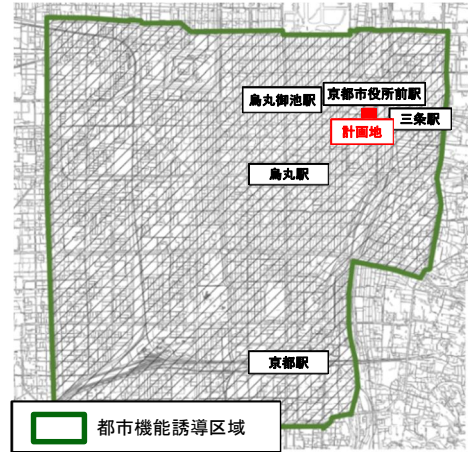
民間誘導施設等整備事業計画の内容の公表事項

1. 申請事業者の名称 東京建物株式会社
2. 誘導施設等整備事業の名称 (仮称) 京都三条河原町 PJ

3. 誘導施設等整備事業の目的

本事業計画地は、「京都市持続可能な都市構築プラン」における「広域拠点エリア」に位置し、そのエリアの将来像には、人々の暮らし・学び・働き・交流等を支える都心空間を創出することが掲げられている。また、当該エリアは、京都市立地適正化計画における都市機能誘導区域であり、オフィス（事務所、研究所）機能の誘導により、産業の活性化や働く場の確保等を推進している。

本事業計画は、国内外のビジネス客等が快適に活動・滞在できる宿泊施設、会議室、宴会場等を整備し、地域企業との交流やビジネス機会の創出を図ることで、オフィス等の利用者の利便の増進に寄与する。また、会議室・宴会場等は、集会やイベント等幅広い利用が可能であり、地域住民のコミュニティの活性化にも貢献する。さらに、まちなみと調和した緑地等の整備を行うことで、誰もが心地よく散策できる良好な都市景観を創出する。



4. 事業施行期間 令和4年4月1日 ~ 令和6年5月15日 (予定)

5. 誘導事業区域

- (1) 位置 京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町 416 番、418 番 1、418 番 4、423 番 1 の一部、423 番 2 の一部
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 426 番の一部、426 番 1 の一部、426 番 2、426 番 3
- (2) 面積 3,577.69 m²

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

- (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上9階 地下2階	2,795.75 m ²	25,685.65 m ² (24,839.36 m ²)	3,577.69 m ²	695.78%	78.31%
合計		2,795.75 m ²	25,685.65 m ² (24,839.36 m ²)	3,577.69 m ²		

- (2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号1]

- ・構造 鉄骨造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ・設備 空調設備、換気設備、機械排煙設備、昇降機設備、給排水設備、給湯設備、衛生設備、電気設備、発電機設備、高圧受変電設備、防災設備
- ・用途 ホテル、集会場 (宴会場、会議室)、飲食店 (レストラン)

- (3) 公共施設の種類・規模等

緑地 : 173.72 m²

7. 事業スケジュール（予定）

令和4年 4月 1日 着工
 令和6年 5月 15日 竣工

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
着工				新築工事							竣工
								令和6年度開業予定			

■ 外観（イメージ）



■ 区域図



■ 施設構成・断面図

